通常版と家計急変版は、対象者が異なります。両方は申請できません。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、
保護者等の失職等により家計急変が生じた世帯について、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当(0円)まで収入が激減されている場合は、こちらで申請してください

家計急変世帯

対象者

基準日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

○保護者等が奈良県内に住所を有していること
※県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください

○保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税（0円）ではなく、予期せぬ事象により収入が非課税相当まで減少していること

○高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者

【注意事項】
※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されている場合は対象外です。
※１人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

支給額（年額）

生業扶助受給世帯	32,300 円
全日制・定時制	110,100 円【第１子】
	141,700 円【第２子以降】
通信制・専攻科	48,500 円

※7月2日以降に家計急変が発生した場合は、申請があった日の翌月以降（申請日が初日の場合は、その月）の月数に応じた額を支給

提出期限

【在学する高等学校等の設定する期限までに提出】
提出期限後は受け付けできませんので、必ず提出期限内に申請書等を在学する高等学校等に提出してください。

令和4年2月16日までに在学する高等学校等から県教育委員会へ提出

●7月1日以前に家計急変が発生
→上記の給付額を支給

●7月2日以降に家計急変が発生
→申請日により給付額が異なります。

●振込日
審査後、支給決定された方へ随時振込みます。

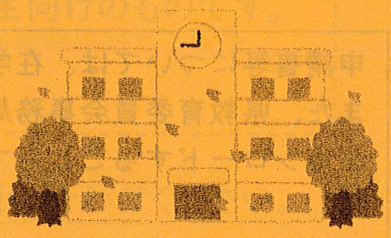

奈良県教育委員会事務局　学校支援課授業料奨学金係